

## 憲法における国家主権の防衛と国際主義との矛盾

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学社会科学研究所 公開日: 2014-03-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中原, 精一 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/16564">http://hdl.handle.net/10291/16564</a>

憲法における国家主権の  
防衛と国際主義との矛盾

中 原 精 一

The Contradiction of the Defence by  
the Self-Sovereignty against the Interna-  
tionalism Clauses in the Constitutions

Seiichi Nakahara

憲法は元来一国の基本法として、国内法の頂点に立ち、その国家の政治機構や国民の人権保障の大綱を定めた法律である。したがって、国際社会の諸問題には一見無関係な法構造をもっているもののように考えられる。しかし、現代国家の諸憲法を眺めると、いわゆる国際主義的憲法条項が存在していることを発見する。現代憲法がその構成原理を民主主義的政治原理や人権宣言をその骨格としている点で、総体的に普遍化しつつあることに視点を向けば、国際主義はより広義

の意味を有するが、ここでいう国際主義とは、いわば国際協調主義というべきものである。その1つは戦争の放棄を宣言している規定であり、その2つは条約・国際法規の尊重規定である。

このような憲法の国際主義の規定に対し、ジャン・ボーダン以来今日に至るまで、「他のいかなる権力にも従属しない」権力として、また国際社会における国家の主権的地位のバックボーン的観念として認められている国家主権は、他国から侵害されないように、憲法の中で、あるいは領土規定により、あるいは軍事条項により、そしてまた国民に国家への忠誠を誓わせる条項によって維持されているのである。

この主権防衛と国際主義という、まったく異なった命題が現代憲法に同居しているのはどういう理由によるものであろうか。

それには、まず高度に民主化されつつある国内法における政治原理、人権保障は、いずれはすべての国家に共通のものとして、国際化されていくであろうという憲法の期待が、国際社会の民主化への期待につながってきつつあることはたしかであると思われる。し

たがってこのように憲法が確立してきた民主主義原理は、一国内の国民のみのものではなく、広く「人間」の原理として適用できるものであるという観点から、憲法に国際主義的憲法規定をもうけることで、憲法の国際化への期待が生まれてきたとみるべきであろう。

しかし、一方では、憲法は今日の国際社会を、なお強い不信と不安の目で眺めている。戦争によって自国の人権が制限されることは、憲法の破壊であり、条項によって他国から人権の制限をうけることもまた憲法を破壊する。ここに、なんとしてでも国家主権を防衛しなければならない、という任務が、憲法に要請されるのである。

本研究は、このような憲法における期待と不安から生まれる、2つの矛盾した条項について、若干の考察を試みようとしたものである。現在、この2つの矛盾をときほぐすものとして考えられる、憲法自身による主権制限条項は、今後の憲法の姿勢をみるのに大いに参考となるものと思われる。ただ現代憲法において、このような条項が一般的でないことはたしかである。